

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から44年3月までの期間及び45年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年3月まで
② 昭和42年5月から44年3月まで
③ 昭和45年4月から同年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、A町役場(現在は、B市役所C事務所)において行った。申立期間の保険料については、町内会の人に年金手帳と現金を渡すことにより納付していたこともあり、また、納付書に現金を添えてA町役場に直接納付していたこともある。

私は、税金・年金・健康保険料の納付については最優先に納付してきたつもりであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、保険料の納付について町内会の人に年金手帳と現金を渡したこともあるとしているところ、B市役所の回答により、申立期間②当時、申立人が居住していたD地区には国民年金保険料を徴収する納税組合が存在しており、申立人の主張どおりの収納方法が採用されていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月18日に払い出されていることが確認できることから、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であること並びに申立期間②前後の41年4月から42年4月までの期間及び44年4月から45年3月ま

での期間の保険料を現年度納付していることを考慮すると、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 申立期間③について、申立期間は2か月と短期間である上、オンライン記録上、申立人の国民年金資格喪失日は昭和45年6月1日となっていること及び申立期間直前の期間の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人が、地区集金により申立期間③の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

3 申立期間①について、申立人は、20歳到達時の昭和39年*月から保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年9月18日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料は過年度納付による方法でしか納付できないこととなるが、B市役所は、「当時、A町役場窓口及び地区の収納組織では過年度納付に係る保険料を預かることはなかった。」と回答していることから、申立人の主張する方法では保険料を納付することができない。

また、申立人は、A町役場窓口及び地区の収納組織以外で保険料を納付した記憶は無いとするなど、過年度納付をうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで

年金記録問題の報道を契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は申立期間中、家業を手伝っており、保険料については、父が家族の分をまとめて納付しており、私の保険料についても父と一緒に納付していたと思う。

両親の保険料は納付されているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその父及び一緒に納付していたとするその母も、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の国民年金加入期間については、保険料をすべて納付しており、申立人の父の納付意識は高かったと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月19日に払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間のうち、51年7月から52年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、事実、特殊台帳から申立期間の直後の52年4月から53年3月までの保険料は同年12月1日に過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、納付意識の高い申立人の父が、過年度納付が可能であった51年7月から52年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点では、申立期間のうち、昭和49年3月から51年6月までの保険料は時効により納付できず、特例納付により納付することとなるが、申立人の保険料を納付したとするその父は、既に亡くなっているため、当該期間における保険料の納付状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年5月までの期間及び昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年5月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①については、保険料納付事実が確認できず、また、申立期間②は申請免除期間であるとの回答を受け取った。

申立期間①については、A市役所(現在は、B市C区役所)の年金係から、国民年金を過去にさかのぼって納められることを教えられ、それまでの夫婦二人の未納分の保険料として、約20万円を預金から引き出し、窓口に一括納付した。領収証は無いが、確かに納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、保険料の免除を申請した覚えは無く、妻と一緒に保険料を納付していたはずであるので申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「A市役所の年金係から、国民年金を過去にさかのぼって納められることを教えられ、夫婦二人分の保険料約20万円を預金から引き出し、窓口に一括納付した。」としているところ、事実、国民年金受付処理簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日を資格取得日として、48年11月30日に払い出されていることが確認できるとともに、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人の36年

4月から41年3月までの期間及び43年6月から48年3月までの期間の保険料、並びに申立人の妻の36年4月から37年3月までの期間及び43年6月から48年3月までの期間の保険料が、第二回特例納付により納付されたことが確認できる上、申立人が、その妻と二人分をまとめて納付したとする保険料額（約20万円）は、申立期間①を含めた夫婦二人分の特例納付保険料額と特殊台帳で納付が確認できる申立人の妻の昭和48年度及び49年度に係る過年度保険料額の合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿において任意加入者として記録されているにもかかわらず、特殊台帳において強制加入者として記録されたままとなっていることから、強制加入者として取り扱われており、申立人に対し、前後の期間と同様に申立期間①に係る納付書が発行されたものと考えられ、納付意識の高い申立人が申立期間①の保険料を特例納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間②について、申立人は保険料の免除申請を行った覚えはないとしているところ、事実、A市役所作成の国民年金被保険者名簿の「保険料の免除」欄に記載は無いとともに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和48年11月30日であるにもかかわらず、申請免除の開始時期は同年4月となっているなど申請免除記録そのものに不自然な点が見受けられる上、特殊台帳により、申立人の妻は、申立期間②においては、国民年金加入者として保険料を過年度納付していることが確認できることを考慮すると、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から49年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和49年ごろA市から連絡があり、夫がA市役所B支所において行った。

保険料は、加入手続をした当時、A市役所B支所の職員から、国民年金の保険料をさかのぼって納めるように勧められ、手元にあった3万円くらいをB支所の窓口において納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、35年10月1日を資格取得日として、49年5月31日に払い出されたことが確認でき、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、i) 申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していること、ii) オンライン記録から夫婦は基本的に同一日に保険料を納付していることがうかがえること、iii) 申立人の夫は、昭和47年5月から49年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付していることが確認できることから、国民年金手帳記号番号の払出し時点において過年度納付が可能な47年4月から49年3月までの保険料を申立人が過年度納付したと考えても不

自然ではない。

- 2 しかしながら、国民年金手帳記号番号の払出し時点（昭和49年5月31日）では、申立期間のうち昭和36年4月から47年3月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、自身及びその夫の保険料として3万円くらいを納付したとしているが、当該保険料額は、特殊台帳により納付が確認できる申立人の夫の昭和47年5月から49年4月までの保険料額と仮に申立人が47年4月から49年3月までの保険料を過年度納付した場合の保険料額との合計額とほぼ一致しているものの、36年4月から47年3月までの保険料を特例納付した場合の保険料額とは大きく乖離^{かいり}しているなど、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和40年1月から45年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和35年10月ごろ、母が加入手続きを行い、保険料を母が自分の分と一緒に町内会の集金人及びA市役所で納付していたと思う。

母の保険料は納付済みなのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間は6か月と短期間である上、前後の保険料は納付済みであり、申立人の保険料と一緒に納付したとするその母の申立期間を含む前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①当時、申立人及びその家族の生活状況に大きな変化は見られないことから、申立人の母が申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は申立期間②における保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明である。

また、特殊台帳には昭和40年12月不在被保険者確認との記載が確認できる上、申立期間②の一時期に同居していた申立人の弟も、当時、国民年金に

未加入であったなど、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

「ねんきん特別便」に記載されている申立期間の標準報酬月額が、申立期間以前の 30 万円から 19 万円に改定されていることに納得がいかないため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立事業所である A 社は、当時の厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であると回答しているところ、申立人が保管する平成 13 年 8 月分の給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

一方、上記の平成 13 年 8 月分の給与支払明細書（支払対象期間は、平成 13 年 7 月 21 日から同年 8 月 20 日までの期間）から、申立期間の報酬月額は 28 万 6,937 円であることが確認でき、これは標準報酬月額 28 万円に相当する金額である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 28

万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する申立人に係る平成 13 年 7 月 21 日の資格取得届における報酬月額が標準報酬月額 19 万円相当の金額となっていることから、事業主が当該金額を社会保険事務所（当時）に届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年1月14日から同年12月20日までの船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年1月14日、資格喪失日に係る記録を同年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を55円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月から19年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を確認したところ、B社の「C丸」に乗船していた申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

「C丸」が被雷により沈没するまで甲板員として乗船していたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局から提出された軍歴証明書から、申立人が昭和18年1月14日に海軍徴用船C丸に乙船員として乗船し、同日に囑託の命を受け19年1月14日に囑託を解かれたことが確認できるとともに、C丸に係る船員保険被保険者名簿の船舶所有者欄にA事業所の名称が記載されていることから、申立期間当時、当該船員の管理統制をA事業所が行っていたものと推認できる。

また、オンライン記録から、申立人が名前を記憶しているD学校の同期生で、申立期間当時、C丸と一緒に乗船し、同船が沈没するまで申立人と同様に甲板員として勤務した同僚には、昭和18年1月14日から同年12月20日までの船員保険被保険者記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は昭和18年1月14日から同年

12月19日までの期間にC丸に乗船し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所のC丸に係る船員保険被保険者名簿における同僚の記録から55円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和18年1月から同年11月までの保険料を納付したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年1月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月27日

A社を退職後に、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、平成19年2月に支払われた賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

その後、A社に対して、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するように再三連絡したが、同社は提出を怠っていた。

保管していた賞与の支給明細書には、間違いなく、賞与額31万円相当の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書(2007年2月分賞与)により、平成19年2月の賞与から標準賞与額(31万円)に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、A社は、「申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料を納付していない。」と回答している上、同社管理課職員は、「届出については、当時の担当者が届出を忘れたものと思われます。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額(31万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付しなかつた。

ったことを認めていることから、社会保険事務所は、標準賞与額（31 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び61年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和61年4月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、免除記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①については、昭和54年の正月が明けたころに急性腎炎でA市民病院に入院し退院後も安静にするように医者に言われて働けなくなったため、A市役所に行き事情を説明して申請免除の手続をした。

申立期間②については、交通事故で働けないので市役所に保険料免除の相談をしたところ、担当者が自宅に来たので事情を説明したら、働けるようになるまでの間免除すると言われた。妻もその時の話を聞いている。

このため、申立期間①及び②が申請免除ではなく未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和54年の正月が明けたころに急性腎炎を患い働くことができなくなったので、A市役所へ相談に行き免除申請したとしているが、申立人は申立期間①当時「国民年金保険料免除申請書」に押印又は署名をした覚えが無く、免除承認通知書も受理したことがないとしているなど、免除の手続に係る記憶が曖昧である。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその妻は、昭和52年4月から62年3月までの法定免除、過年度納付等の納付記録が申立人と一致しているにもかかわらず、申立期間①について自身の保険料は未

納であることを考慮すると、申立人のみが免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、オンライン記録、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿における申立期間①の記録はすべて一致していることが確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない上、ほかに申立期間①の申請免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当初交通事故で働けなくなりA市役所に保険料の免除について相談したところ、A市の担当者が自宅に来てくれたので事情を説明し、免除申請したとしているが、後に同市の担当者が自宅へ来てくれたのではなく、申立人の妻が同市役所に行き免除申請申請を行ったと証言を変更するなど、当時の記憶が曖昧である上、申立人の妻は「A市の担当者は国民健康保険料の免除のことで来られたのだと思う。」としており、申立人の主張を裏付ける事情が見当たらない。

また、申立期間①と同様に申立期間②についても申立人の妻は自身の保険料は未納であることから、申立人のみが当該期間の免除申請申請を行ったとは考え難い上、ほかに申立期間②の申請免除申請申請を行ったことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年11月まで

私は56歳の時に大病を患ったことで老後のことが心配になり、社会保険労務士に年金の相談をしたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年4月から51年11月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和50年ごろ、自宅に来たA市のB地区担当の徴収員に保険料をさかのぼって納めることができると勧められ、保険料を15万円くらい納付したはずであり、51年以降については、夫が納付してくれたはずなのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろにその自宅を訪れたA市の徴収員に申立期間の保険料を納付したとするが、同市役所作成の国民年金被保険者名簿から、申立人は、47年6月15日に強制加入の被保険者資格を喪失し、同日付けで任意加入の被保険者資格を取得したことが確認できる上、特殊台帳においても同様の記載が確認できることを考慮すると、申立期間の大部分は任意加入期間であり、制度上、申立人は特例納付により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が昭和50年ごろ納付したとする保険料(約15万円)は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したと仮定した場合の保険料総額と大きく乖離^{かいり}しているなど、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年9月から46年5月までの期間の納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和44年ごろ、親から国民年金加入の案内が届いたと言われ、自宅で加入手続を行ったが、その際に交付を受けた国民年金手帳は紛失してしまい現在は持っていない。

申立期間の保険料は、町内会の集金人に母が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ自宅で国民年金の加入手続を行い、その母が町内会の集金人に保険料を納付したとするが、A市役所には、申立人の国民年金に係る記録は存在しない上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和44年ごろ自宅で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金委員名簿から、当時申立人の居住した地区において国民年金委員が初めて任命されたのは48年4月1日であったことが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、その母が町内会の集金人に申立期間の保険料を納付したとしているが、A市がB町自治会に対し国民年金保険料の取りまとめ業務を委託したのは、昭和52年4月1日以降であったことが確認できることから、申立人の主張する方法では、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として年金記録を照会したところ、厚生年金に関しては昭和30年代に勤務していた記録が見つかったが、国民年金の申立期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間当時は病気治療のため定期的に通院しており、昭和42年には子供が生まれているので、国民健康保険と国民年金に加入して保険料を納付していたと思う。このため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A県B市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、オンライン記録により、申立人は昭和35年10月1日を資格取得日として36年3月11日に国民年金手帳記号番号の払出を受けた後、36年7月22日に国民年金の資格を喪失し、それ以降再加入手続が行われた形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間とされ納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、当初は納付書で金融機関において納付していたとしていたが、後に納付方法について覚えていないとするなど、納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人が国民年金と同時期に加入したとする国民健康保険についても、B市役所では加入履歴がないと回答していることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人には昭和48年8月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人は48年以降に自身で保

険料を納付した記憶は無く、保険料を納付したとする申立人の姉とは連絡が取れず、保険料の納付状況が不明であるなど、特例納付をうかがえる事情も見当たらない。

加えて氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 24 日から 43 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A協会B支部に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、以前勤務していた会社でも厚生年金保険に加入していたので、A協会B支部でも厚生年金保険に加入すると思い、採用時に、厚生年金保険被保険者証を会社に提出したと記憶しているが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

このため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された職員調書から、申立人が申立期間において、同協会B支部に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A協会は、「申立期間当時、職員の採用については各支部ごとで行っており、雇用条件や採用時から厚生年金保険に加入させるかどうかについても、各支部によって取扱いが違っていたようだ。ただし、保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書では、申立人は、昭和 43 年 5 月 1 日に、当協会において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるので、申立期間は厚生年金保険に加入していないと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人がA協会で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 43 年 5 月 1 日と同一日に、同協会で被保険者資格を取得したことが確認できる職員は、「私は、昭和 40 年 4 月 1 日にA協会C支部に採用になった。申立期間当時、職員を厚生年金保険に加入させるかどうかについて、各

支部によって取扱いに違いがあるとして、昭和43年5月1日付けで各支部に勤務する職員を厚生年金保険に加入させる旨の説明会を開催するために、同協会本部から各支部長及び職員に召集がかかったことを記憶している。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A協会の各支部に勤務していたと証言している職員8人については、同協会における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、いずれも昭和43年5月1日以降であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和43年5月1日以前の期間については、A協会では、必ずしも各支部で勤務するすべての職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、同協会は、申立人の申立期間についても、厚生年金保険の加入対象期間として取り扱っていなかったことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 1 日から 34 年 5 月 25 日まで
② 昭和 35 年 4 月 24 日から 40 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

年金受給前に銀行から社会保険事務所(当時)に年金加入期間の確認をしてもらったところ、申立期間の厚生年金保険については、昭和 41 年 7 月 22 日に脱退手当金を受給済みとの回答を受け取った。最近の新聞などの報道を見て、脱退手当金を受給した記憶は無いので申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 41 年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 49 年 2 月 28 日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が欠落していることに納得がいかない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 49 年 4 月 2 日付けで、同年 3 月 1 日から同年 2 月 28 日に訂正されたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時のことは分からないが、申立人の昭和 49 年 2 月分の厚生年金保険料を退職時に給与から控除していなかったため、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正する届出を行なったのではないか。」と回答している。

さらに、申立人から提出された昭和 49 年分の給与所得の源泉徴収票において「社会保険料の金額」欄に記載された金額 6,979 円は、申立人の申立期間当時の標準報酬月額 42,000 円に基づく 2 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に同年の支払金額に基づく雇用保険料を加えた金額とほぼ一致するところ、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険料は、翌月控除していた。」と回答していることから、社会保険料として同欄に記載された金額は、48 年 12 月

分及び49年1月分であることがわかる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和49年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から26年6月4日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間の厚生年金加入記録が無く、納得がいかない。

自分は、集団就職で昭和25年10月から同社に勤務したが、一緒に就職した同僚から、勤務を始めた時から厚生年金保険に加入していると聞いた。

自分も正社員として働いていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所へ一緒に集団就職した同僚から、勤務を始めた時から厚生年金保険に加入していると聞いたと申し立てているところ、その同僚の氏名を記憶していないことから、同人から証言を得ることができない上、A社は、「申立期間当時の人事記録で残っているのは、C職員の辞令簿だけで、D職種の記録は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間におけるB事業所での勤務実態について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶している同僚のうち一人は、「昭和26年6月にA社B事業所へ申立人と一緒に就職しました。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該同僚は、申立人がA社B事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和26年6月4日に、B事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月5日から21年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社B営業所で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

義務教育修了と同時に、昭和20年4月に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している元同僚は、「私が昭和20年11月ごろに復員して、A社B営業所（現在は、A社C支店）に職場復帰した時には、既に申立人は同営業所に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社C支店は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は保管されておらず、申立てどおりの届出及び保険料納付についても不明である。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間当時、A社B営業所と同様に、同社D支店の管轄となっていた各営業所（E、F及びG）及び同支店において、申立人と同様に、昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者のうち5人が、「入社してすぐには、厚生年金保険に加入できなかった。」と証言している上、同社C支店は、「申立期間当時、当社B営業所では試用期間を設けていた。」と回答していることから、申立期間当時、同社B営業所では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月ごろから25年1月ごろまで
「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社B支店で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。
社会保険事務所（当時）へ行って説明を受けたが、納得がいかない。
申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚の氏名を記憶していない上、申立期間においてA社B支店に勤務していた複数の元社員からは、申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、同支店は「申立期間当時、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答していることから、申立期間において申立人が同支店に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、臨時社員としてA社B支店に勤務したと申し立てているところ、申立期間当時に同支店に勤務していた複数の元社員は、「作業員は正社員のほか、臨時社員、日雇い、季節労働等の社員がいた。」と証言している上、A社B支店の事務担当者は、「申立期間当時、正社員でない従業員については、厚生年金保険の加入手続をしなかった。」と回答していることから、同支店に臨時社員として勤務していたとする申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったことが推認される。

さらに、A社B支店のほか、同社のC支店、D支店、E部、F営業所及びG営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 13 日から 54 年 9 月 16 日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間においては、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の当時の上司及び同僚一人の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚一人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から連絡先が確認できた他の同僚二人は、同社への入社時期が厚生年金保険被保険者資格取得日よりも約1年ないし3年早いこと、及び同社においては試用期間がありその間は厚生年金保険に加入させていなかった旨を証言していることから、申立期間当時、同社においては、その従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に廃業しており、元事業主の所在を確認することができず、社会保険担当であった役員（後の代表取締役）は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

オンライン記録では、昭和 61 年 4 月 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、第 2 子の出産が同年 10 月であり、同年 4 月 1 日は妊娠 4 か月の時期である。

私は、A社に昭和 59 年 9 月 1 日から勤務しており、資格取得日が間違っていると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 60 年 12 月にA社に入社したとしている同僚は、申立人の方が先に同社に入社したと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が 60 年 12 月より前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社の入社面接は夏の暑い時に行われたと記憶しており、同社に入社した時、妊娠している女性の従業員がいたが、自分はその方の後任として入社した。」と主張しているところ、当該従業員と推認できる者は、昭和 61 年 1 月に出産したと証言していることから、申立人が同社に入社したのは 60 年の夏ごろであったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち 59 年 9 月 1 日から 60 年 5 月 1 日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の夫に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者原

票によれば、申立人がその夫の被扶養者となっていたことが確認でき、扶養終了年月日は申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と同一日である昭和61年4月1日と記載されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和61年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が自身より先に同社に入社していたとする二人の同僚も同日に同資格を取得したことが確認できることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 22 日から 15 年 5 月 1 日まで
「ねんきん定期便」の内容を確認したところ、A社における申立期間の給料支払明細書の総支給額が、平成 13 年 6 月から 14 年 7 月までは約 39 万円、同年 8 月から 15 年 6 月までは約 35 万円であるのに、記録上の標準報酬月額は 28 万円となっており、納得がいかない。
また、社会保険事務所（当時）の調査内容にも納得がいかないので、調査し申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管する給料支払明細書及び事業主が保管する賃金台帳から、申立期間の報酬月額は、標準報酬月額 35 万円ないし 39 万円に相当する額であることが確認できる一方、申立期間の厚生年金保険料控除額は、すべての月において標準報酬月額 28 万円に相当する額であることが確認でき、当該標準報酬月額 28 万円は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、記録を確認したところ、A事業所に勤めていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所に入社する前に社長と面接した際、賃金、残業代、交通費のほか、健康保険や厚生年金保険の加入も確認したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所（現在は、B社）に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言を得られない上、B社は「申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の勤務形態や資格取得・喪失の届出等は不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の当該事業所での勤務実態が確認できない。

また、申立人が、申立期間においてA事業所に一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚一人は、オンライン記録において、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月又は同年10月から37年8月まで
自宅に保管していた資料から、申立期間当時、A自治体にあったB社が経営するC事業所で技術職として勤務していたことを思い出した。

「ねんきん特別便」には、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無いが、私はこの事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していたと思う。

このため、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のB社の封筒、申立人が申立期間に通学していたとする教育所の学生証及び業務に必要な資格の免許証から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてC事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社及びC事業所は、厚生年金保険適用事業所として確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚（故人）の配偶者は、「夫は、『B社は人数の関係で厚生年金保険の適用事業所とならなかった。』と話していた。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人は、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険被保険者であることが確認できず、このうちの一人は、申立期間において国民年金に加入し、特例納付により申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、B社は既に廃業し、当時の事業主の連絡先は確認できず、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっていることなどにより証言を得ることができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 843 (事案 450 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 25 日から 42 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 31 日から 45 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

A社には、昭和 34 年か 35 年ごろから農閑期の季節労働者として勤務していたが、38 年の災害による不作の救済で同社に旧 B 村から大量の季節労働者が採用された。昭和 38 年ごろから常勤の社員扱いとなり平成 4 年 2 月の定年退職まで勤務した。

以前、同様の申立てを行ったところ、申立期間①及び②とも年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、今回、申立期間②に係る在籍証明があるので、いずれの申立期間も給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社(現在は、C社)は申立期間当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、かつ、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、同社において申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得と喪失を繰り返している者が多数認められること、及びC社が保管する申立人が作成した履歴書と人事記録とで申立人の同社における入社時期の記載が異なっていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、C社による申立人の同社での雇用保険の加入

記録に基づく在籍証明書を提出したが、当該在籍証明書においても、厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間①及び②が、厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

申立期間①においては、祖父の勧めにより A 自治体にあった B 事業所に技術職として勤めながら夜間学校に通った。申立期間②においては、親戚の紹介により C 自治体にあった D 事業所に勤務し、働きながら夜学の入学を目指した。

申立期間①及び②とも勤務していたことは間違いないので、調査し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 事業所の事業主の妻の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、事業主の妻は、「当時、B 事業所は個人営業で社会保険には加入していない。」と回答している上、同僚から証言が得られないことから、申立人の B 事業所における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、D 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、D 事業所は、その所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記

録が確認できず、その所在地の商工会議所の会員名簿においても確認できない上、申立人は、事業主の名前しか記憶していないことから、事業主及び同僚から証言が得られず、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。